

旧スプリアス規格に基づいて製造された ETC 車載器について

令和3年8月3日

国土交通省
東日本高速道路株式会社
中日本高速道路株式会社
西日本高速道路株式会社
首都高速道路株式会社
阪神高速道路株式会社
本州四国連絡高速道路株式会社
一般財団法人 ITS サービス高度化機構

電波法関連法令の改正により、一部の ETC 車載器は2022年12月1日以降ご使用すると電波法違反になるとされていましたが、令和3年総務省令第75号により、新スプリアス規格への移行期限が「当分の間」に改正されました。

詳細は「[総務省電波利用ホームページ](#)」をご参照下さい。

1. 移行期限後にご使用できなくなる ETC 車載器
 - ・平成19年以前の技術基準適合証明・工事設計認証 (旧スプリアス認証)を受け、製造された ETC 車載器
 - ・対象となる ETC 車載器については、車載器メーカーや自動車メーカー各社のホームページをご参照下さい。
2. よくあるご質問
 - ・総務省電波利用ホームページ内 [Q&A](#)、及び別紙1「よくあるご質問」をご参照下さい。
3. お問い合わせ先
 - ・電波法令に関する内容 最寄の総合通信局:別紙2をご参照下さい。
 - ・ETCシステムに関する内容 別紙3をご参照下さい。

※スプリアス規格・・・必要周波数帯の外側に発射される不要な電波の強度の許容値に関する規格

改訂履歴

項番	日付	ページ	内容
1	平成 30 年 9 月 3 日	全ページ	初版
2	令和元年 9 月 2 日	別紙 3	首都高、阪神高速 営業時間変更
3	令和2年4月1日	別紙 3	N東日本 電話番号変更
4	令和 2 年 6 月 1 日	別紙 1	回答更新、5-1 項追加
5	令和 2 年 11 月 16 日	別紙 3	首都高 名称変更
6	令和 3 年 8 月 3 日	表紙	移行期限の変更
7	令和 3 年 8 月 3 日	別紙 1	移行期限の変更、8 項削除、10 項追加、通し番号整理
8	令和 3 年 8 月 3 日	別紙 3	ITS サービス高度化機構の営業時間変更

よくあるご質問（旧スプリアス規格に基づいて製造された ETC 車載器について）

質 問	回 答
1 電波法の改正とはどのような改正ですか？	<p>不必要な電波(不要電波＝スプリアス)をできる限り低減させることによって、国内の電波利用環境の維持、向上及び電波利用の推進を図るため、電波法が改正されました。電波法改正は、世界無線通信会議(WRC)において、無線通信規則(RR: Radio Regulation)のスプリアス発射の強度の許容値が改正されたことを受けた措置と聞いております。これにより、無線設備のスプリアス発射の強度の許容値が見直されました。移行期限後に、旧スプリアス規格に基づいて製造された ETC 車載器を使用することは、電波法に照らし適当ではない状態となる可能性があります。詳細は総務省HPをご確認ください。</p> <p>https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/others/spurious/index.htm</p>
2 一部の旧スプリアス規格に基づいて製造された ETC 車載器が使用できなくなることについて、総務省電波利用HPを探しても載っていません。本当に使用できなくなるのですか？	<p>旧スプリアス規格認証ETC車載器としては、ARIB STD-T75 準拠品が該当すると考えられます。移行期限後は、ARIB STD-T75 準拠のETC車載器を使用することは、電波法に照らし適当ではない状態となる可能性があります。</p>
3 サービス開始初期のETC車載器(ARIB STD-T55 準拠品)は、移行期限後も利用できるとお聞きしましたが、本当でしょうか？	<p>ARIB STD-T55 準拠の ETC 車載器は、無線設備規則の一部を改正する省令(平成 17 年総務省令第 119 号)附則第 5 条第 3 項法令により、移行期限後も利用できます。</p>
4 移行期限後に対象の旧スプリアス規格に基づいて製造された ETC 車載器で高速道路の ETC レーンに進入した場合、ETCゲートは開かないのですか？	<p>移行期限後に旧スプリアス規格に基づいて製造された ETC 車載器で高速道路の ETC レーンに進入した場合においても、急に料金が精算されなくなったり、ETCゲートが開かなくなるようなことはありません。</p>
5 移行期限後に対象の旧スプリアス規格に基づいて製造された ETC 車載器を車両に取り付けているだけで、法令違反になるのですか？	<p>移行期限後に旧スプリアス規格に基づいて製造された ETC 車載器を、電源と接続して、電波を発することができる状態とした場合、電波法に照らし適当ではない状態となる可能性があります。旧スプリアス規格に基づいて製造された ETC 車載器の買い換えについては、引き続き呼びかけて参ります。</p>
6 旧スプリアス規格に基づいて製造された ETC 車載器は現在も販売されているか？	<p>ETC 車載器製造メーカー等からは、旧スプリアス規格に基づいた ETC 車載器の製造については 2007 年に終了していると聞いています。</p>
7 買い替える場合、どの機種を選べばよいですか？	<p>車載器メーカーや自動車メーカーにお問合せください。</p>
8 旧スプリアス規格に基づいて製造された車載器を買い替える場合、購入補助金は出ないのですか？	<p>現時点では、購入補助は想定しておりません。</p>
9 ETC車載器のセキュリティ規格の変更とスプリアス規格の変更は一緒のものですか？使用期限は一緒ではないのですか？	<p>セキュリティ規格の変更とスプリアス規格の変更は別のものです。使用期限も異なります。</p>
10 2022 年 12 月 1 日以降も、当分の間とされている移行期限までの間は旧スプリアス規格に基づいた ETC 車載器は使用できるのですか？	<p>令和3年総務省令第75号により、移行期限が 2022 年 12 月 1 日から「当分の間」に改正されました。従って、当分の間は、旧スプリアス規格に基づいて製造された ETC 車載器は使用できます。</p>

電波法令に関するお問い合わせ先

局名	管轄	電話番号
北海道総合通信局	北海道	011-709-2311 (内線 4624)
東北総合通信局	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	022-221-0658
関東総合通信局	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県	03-6238-1735
信越総合通信局	新潟県、長野県	026-234-9961
北陸総合通信局	富山県、石川県、福井県	076-233-4471
東海総合通信局	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	052-971-9120
近畿総合通信局	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	06-6942-8581
中国総合通信局	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	082-222-3314
四国総合通信局	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	089-936-5020
九州総合通信局	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	096-326-7819
沖縄総合通信事務所	沖縄県	098-865-2315

(平成 28 年 3 月)

ETCシステムに関するお問い合わせ先

一般財団法人ITS サービス高度化機構 ETCお問い合わせ窓口

TEL:(03)5216-3856

営業時間: 10:00~17:00(平日)

(土日・祝日・年末年始 12/29~1/3 は除く)

国土交通省 道路局 高速道路課 有料道路調整室

TEL:(03)5253-8111(内線 38316)

東日本高速道路株式会社 お客様センター

TEL:(0570)024-024(ナビダイヤル)

上記電話をご利用できない場合 TEL:(03)5308-2424

(年中無休・24 時間)

中日本高速道路株式会社 お客様センター

TEL:(0120)922-229(フリーダイヤル)

上記電話をご利用できない場合 TEL:(052)223-0333

(年中無休・24 時間)

西日本高速道路株式会社 お客様センター

TEL:(0120)924-863(フリーダイヤル)

上記電話をご利用できない場合 TEL:(06)6876-9031

(年中無休・24 時間)

首都高速道路株式会社 お客様センター

TEL:(03)6667-5855

(年中無休・24 時間)

阪神高速道路株式会社 お客様センター

TEL:(06)6576-1484

(年中無休・24 時間)

本州四国連絡高速道路株式会社 お客様窓口

TEL:(078)291-1033

営業時間: 9:00~17:30(年中無休)